

周南市高齢者プラン(第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)の体系・骨子の検討(案)

周南市高齢者プラン(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)		国の方針	県・市の方向性	周南市の課題	周南市高齢者プラン(第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)の体系(案)			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向性	取組
住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らせるまちづくり	基本目標1 健康づくり・介護予防の総合的な推進 ＜施策の方向性＞ (1) 健康づくりの推進 (2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価 (3) 高齢者への生活支援事業の推進	<p>【国の方針】 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ② 在宅サービスの充実 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ① 地域共生社会の実現 ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備 ③ 保険者機能の強化 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上</p> <p>■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実</p> <p>1 介護サービス基盤の計画的な整備 ○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化 ○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性 ○居宅要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</p> <p>2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進 ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組 ○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等 ○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他の分野との連携促進 ○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進 ○高齢者虐待防止の一層の推進 ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</p>	<p>【県の方針】 第七次やまぐち高齢者プラン 基本目標 だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり 基本的方向 地域包括ケアシステムの深化・推進と高齢者が活躍する地域社会の実現 施策体系(施策の具体的な展開) 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・地域包括ケアシステムの基盤強化 ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ・介護サービスの充実 ・介護保険制度運営の適正化 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・人材の確保と資質の向上及び業務の効率化と質の向上 高齢者が活躍する地域社会の実現 ・社会参画の促進 ・就労に向けた支援</p> <p>【市の方針】 周南市総合計画 5-2 高齢者福祉の充実 推進施策の展開 ◇高齢者を地域で支える体制づくり ○医療・介護・介護予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。 ○認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談・見守り体制を整備します。 ◇介護サービスの充実 ○第7期介護保険事業計画における施設の整備状況や、国の介護保険制度の見直し、介護人材の確保等の社会情勢を勘案しながら、次期介護保険事業計画を策定する中で、必要な施設整備を行います。 ○指導監査を効果的に行うことにより、介護サービスの質の確保及び事業所の適正かつ健全な運営を図ります。 ○周南市介護老人保健施設ゆめ風車では、介護保険制度における高齢者の自立支援と尊厳の維持、家族の介護負担を軽減し、在宅復帰・在宅療養支援のための地域拠点としての役割を担っています。 ◇介護予防の推進 ○高齢者が健康でいきいきと生活を送ることができるように、「住民運営の通いの場」への支援や、「ふれあいいきいきサロン」の担い手の育成等、介護予防の取組を推進します。</p>	<p>【周南市の課題】 基本目標1 健康づくり・介護予防の総合的な推進 (1) 健康づくりの推進 ○生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向けて、介護予防・重症化予防を推進していくことが必要。 ○健康づくりの必要性を理解する機会として、健(検)診や人間ドックの受診に向けた啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが重要。 (2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価 ○介護予防の推進にあたっては、運動器の機能向上の取組とともに、口腔機能の向上や栄養状態の改善など、フレイル予防の取組も併せて進めることが重要。 ○高齢者だけではなく、市民全体へ「健康づくり=介護予防」を広く普及・啓発し、より早期から介護予防の意義を浸透させていくことが必要。 (3) 高齢者への生活支援事業の推進 ○在宅生活の継続にあたっては、高齢者の通院や買物等、日常生活を送る上での移動手段の確保が求められており、日常生活を支援する生活支援サービスの提供体制の充実が必要。</p> <p>基本目標2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進 (1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出 ○高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが重要。 (2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進 ○高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活をするために、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保 ○就労の場で活躍する意欲のある高齢者に対して、引き続き高齢者の就労機会の場について情報提供していくことが必要。</p> <p>基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進 (1) 相談・支援体制の充実 ○高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的なニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行なうことができるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりが必要。 (2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進 ○地域共生社会は福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものであり、地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとのつながりを強化していくことが必要。 (3) 地域ケア会議の推進 ○地域での課題の把握、並びに地域の特徴に応じた支援体制の強化に向け、地域ケア会議の充実が必要。</p> <p>○今後ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応を行っていくことが重要となることから、これまでの取組みを踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが必要。</p> <p>(4) 在宅医療・介護連携の推進</p>	<p>1 健康づくり・介護予防の総合的な推進 (1) 健康づくりの推進 ○(1) 健康づくりの推進 ○(2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価【重点】 ○(3) 高齢者への生活支援事業の推進 ○(1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出 ○(2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進 ○(1) 相談・支援体制の充実 ○(2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進 ○(3) 地域ケア会議の推進 ○(4) 在宅医療・介護連携の推進 ○(5) 認知症施策の総合的な推進</p>	<p>①高齢者の健康づくり ②疾病の早期発見・早期対応 ①総合事業サービスの拡充 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ①フレイル、オーラルフレイル予防の推進 ②介護予防の普及、取り組みの機能強化 ④市民の自主的な介護予防活動に対する支援 ⑤自立支援、介護予防・重度化防止の評価 ①必要に応じた配食サービスの提供 ②高齢者への生活支援事業の推進(外出の際の移動支援の促進) ①老人クラブへの支援 ②活動を通じた仲間づくり ③リーダーの育成 ①鹿野高齢者生産活動センター ②高齢者のもつ知識等が發揮できる活躍の場、社会参加の場の確保 ①地域共生社会の実現 ①多職種協働による自立支援・介護予防の観点から実施する地域ケア会議の推進 ①在宅医療・介護連携の課題の抽出 ②医療・介護関係者の研修 ③地域住民への普及啓発 ①認知症への理解を深めるための普及・啓発・本人発信支援 ②認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 ・チームオレンジの構築検討 ・認知症徘徊SOSネットワークづくり ・社会参加活動や社会貢献の促進</p>		
	基本目標2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進 ＜施策の方向性＞ (1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出 (2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進							
	基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進 ＜施策の方向性＞ (1) 相談・支援体制の充実 (2) 地域での生活を支える基盤づくりの推進 (3) 地域ケア会議の推進 (4) 在宅医療・介護連携の推進 (5) 認知症施策の総合的な推進 (6) 虐待防止・権利擁護の推進 (7) 安全で住みよい環境づくりの推進							

周南市高齢者プラン(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)		国の方針	県・市の方向性	周南市の課題	周南市高齢者プラン(第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)の体系(案)			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向性	取組
		<ul style="list-style-type: none"> ○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性 ○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備 ○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供 ○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実 ○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進 <p>3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保 ○ハラスマント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備 ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性 ○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化） ○財務状況等の見える化 ○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進 <p>(7) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</p>	<p>◇高齢者の社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周南市老人クラブ連合会と連携を密にして、高齢者の社会参加に向けた事業に取り組むとともに、高齢者ニーズに対応した老人クラブの展開を支援し、高齢者の仲間づくりや、生きがい活動、健康づくりを進めます。 ○高齢者が地域活動の担い手として多様に活躍できるよう環境整備を図るとともに、地域の特性に応じて活動が継続できるよう支援していきます。 ○地域の「助け合い・支え合い」による生活支援サービスの提供と社会参加を一體的に推進します。 ○既存の公共交通の運賃助成制度のニーズを把握して課題を整理し、よりよい制度となるよう検討を進めます。 <p>主な指標</p> <p>認知症サポートー養成数※累計養成数</p> <p>現状値 (2018年度) 13,338人 目標値 (2024年度) 19,000人 週1回「いきいき百歳 体操」に取り組む「住民運営の通いの場」の数 現状値 (2018年度) 100カ所 目標値 (2024年度) 150カ所</p> <p>基本目標4 介護保険制度の円滑な運営</p> <p><施策の方向性></p> <p>(1) 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み</p> <p>(2) 日常生活圏域と介護保険サービスの基盤整備</p> <p>(3) 第1号被保険者の負担割合及び保険料率</p> <p>(4) 2025年・2040年のサービス水準等の推計及び第8期計画の目標</p> <p>(5) 介護給付等の適正化への取り組み及び目標</p> <p>(6) 人材の確保及び資質の向上</p> <p>(7) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</p>	<p>○在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、医療や介護に携わる多職種が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していくことが必要。また、高齢者や介護を行う家族の方などに在宅医療について普及啓発を図ることも重要。</p> <p>(5) 認知症施策の総合的な推進</p> <p>○認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口や早期発見のためのしくみなど、当事者が不安の解消に向けた施策の充実が必要。</p> <p>○認知症は、本人と家族がその状態を受け入れることが困難であるため、本人と家族で抱え込んでしまうなどいかにして地域の中で共生していくかは、本人や家族の意識改革をはじめ、地域も意識改革により受け入れる体制づくりが重要。</p> <p>(6) 虐待防止・権利擁護の推進</p> <p>○虐待を受けている高齢者に対して、早期発見・早期対応を行う体制を確立することが必要。高齢者虐待や認知症を正しく理解するための啓発活動や地域住民による見守りや声かけなど、公的なサービス以外での住民主体による支援が必要。</p> <p>○成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援する取り組みの充実が必要。</p> <p>(7) 安全で住みよい環境づくりの推進</p> <p>○自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要。</p> <p>○安心・安全に暮らすという観点から、地震などの災害時や緊急時に応する防災・防犯対策の推進が必要。</p> <p>基本目標4 介護保険制度の円滑な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要。 ○介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要。 ○高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようになるとともに、サービスを必要とする方に個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするために、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を市の実情に応じて深化・推進していくことが必要。 ○今後、ますます多様化・增大化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組みをさらに強化していくことが必要。 ○地域の相互の支え合いや、介護者の不安を解消して介護離職とならないよう効果的なサービスの提供や人材確保支援策の検討。 	<p>4 介護保険制度の円滑な運営</p> <p>(1) 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み</p> <p>①推計の手順 ②総人口及び高齢者人口 ③要介護（要支援）認定者数 ④介護保険サービス利用量の見込み ⑤介護保険サービス給付費の見込み ⑥標準給付費 ⑦地域支援事業費 ⑧保健福祉事業費</p> <p>(2) 日常生活圏域と介護保険サービスの基盤整備</p> <p>①日常生活圏域 ②介護保険施設の基盤整備 ③地域密着型サービスの基盤整備</p> <p>(3) 第1号被保険者の負担割合及び保険料率</p> <p>①第1号被保険者の負担割合 ②介護保険料の段階設定 ③保険料収納必要額と保険料基準額</p> <p>(4) 2025年・2040年のサービス水準等の推計及び第9期計画の目標</p> <p>・地域の力を活かして地域包括ケアシステムを強化し、地域と共に創る社会「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進すること</p> <p>(5) 介護給付等の適正化への取り組み及び目標</p> <p>①適正な認定調査実施体制の確保 ②認定審査の平準化 ③ケアマネジメントの適正化 ④給付内容の点検等 ⑤住宅改修等の点検 ⑥介護給付通知</p> <p>(6) 人材の確保及び資質の向上</p> <p>○介護人材の確保及び資質の向上 ○介護現場の生産性向上、ICT等の推進</p> <p>(7) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表</p>			